

消防の動き



第71回 日本消防協会定例表彰式



第23回 防災まちづくり大賞 表彰式



2019

4

No.576

- 避難実施要領のパターン作成の実証研究
- 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の改定等について



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

避難実施要領のパターン作成の実証研究..... 4

特報2

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の改定等について..... 8

平成31年4月号 No.576

巻頭言 教訓を未来へつなぐ（川崎市消防局長 原 悟志）

Report

平成30年（1～9月）における火災の概要（概数）.....	12
消防力の整備指針の一部改正について.....	14

Topics

第23回防災まちづくり大賞受賞団体の決定.....	16
第71回日本消防協会定例表彰式.....	19
平成30年度消防功労者消防庁長官表彰式.....	20
「消防音楽隊による子ども向けコンサート」の開催.....	21
子どもを対象とした消防業務に関する普及啓発教材の作成.....	23

緊急消防援助隊情報

自衛隊輸送機による緊急消防援助隊陸上部隊の輸送について.....	24
----------------------------------	----

先進事例紹介

地域防災の担い手育成に向けて～消防ブーツキャンプ山口～ （山口県 山口市消防本部）.....	26
---	----

消防通信～望楼

坂戸・鶴ヶ島消防組合（埼玉県）／松戸市消防局（千葉県） 川崎市消防局（神奈川県）／茨木市消防本部（大阪府）.....	28
---	----

消防大学校だより

女性活躍推進コース（第3回）.....	29
教育訓練の実施状況（平成30年8月～12月実施分）.....	30

報道発表

最近の報道発表（平成31年2月24日～平成31年3月23日）.....	31
-------------------------------------	----

通知等

最近の通知（平成31年2月24日～平成31年3月23日）.....	32
平成31年度月別広報施策テーマ.....	33

お知らせ

一般公開のプログラムの紹介.....	34
2019年度消防防災科学技術賞の作品募集.....	35



■ 表紙
本号掲載記事より

教訓を未来へつなぐ



川崎市消防局長 原 悟 志

30有余年にわたる「平成」が改元となり新しい時代が訪れます。振り返りますと大規模な地震や記録的な台風、局地的豪雨等の自然災害が各地に数多くの爪痕を残しました。

平成7（1995）年1月17日の阪神・淡路大震災では、5万人を超える人的被害と約64万棟の住家被害があり、大規模災害における市町村消防の対応限界を痛感したところです。消防庁ではその教訓を踏まえ、同年6月に全国の消防機関相互による広域消防応援を速やかに実施するため緊急消防援助隊が創設され、平成16（2004）年4月には消防組織法改正により、法律に位置付けられた部隊となりました。

また、平成23（2011）年3月11日の東日本大震災では、全国44都道府県の緊急消防援助隊（延べ約3万隊、11万人）が被災地に派遣され、発災日から同年6月6日までの88日間にわたり、消火、救助、救急等の活動が行われました。その派遣規模や活動期間は、それまでに類を見なかったものであり、長期間の活動は被災地の救援活動等に大きく貢献した一方、新たな課題が生じました。消防庁ではこの活動状況等を踏まえ、緊急消防援助隊広域総合進出拠点施設に係る検討会が開催され、平成24（2012）年3月に緊急消防援助隊の活動を支援するための活動拠点のあり方や標準的な機能及び施設・設備などの整備についての調査検討結果が「緊急消防援助隊活動拠点施設に関する調査報告書」として公表されました。

臨海部に日本有数の石油コンビナートを抱え、高層マンション等の建設とともに、現在も人口増加が続いている当市におきましても、首都直下地震の発生が高い確率で見込まれていることなどから、東日本大震災の翌年度に、当該報告書を踏まえ、緊急消防援助隊活動拠点施設のある川崎市消防訓練センター整備のための基本的な考え方をとりまとめ、災害から市民の生命を守るため、「消防力の総合的な強化」を施策に掲げ、平成25年度から26年度にかけて基本・実施設計を行い、平成27年度に緊急消防援助隊活動拠点施設、平成28年度に各種救助活動を想定した訓練が行える補助訓練塔、平成29年度から30年度にかけて各種災害を想定した高度な訓練が行える主訓練塔及びグラウンド等の整備を行い、全施設の整備が完了した平成30（2018）年10月から全面運用を開始しました。

同年11月30日には、平成30年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練が神奈川県で開催され、当該訓練センターにおいても、埼玉県及び群馬県の緊急消防援助隊が施設を活用し、実戦に即した訓練が実施され、消防機関相互の連携強化が図られたところです。

昨年度も各地において甚大な被害をもたらした自然災害が続いた状況であり、大規模災害はいつ起こるか分かりません。しかしながら、「いつかは起こる」ということを念頭に置き、来るべき災害に備え、当該訓練センターなどを活用して訓練の充実を図り、消防活動能力を向上するとともに、消防団や市民をはじめ防災関係機関と連携しながら、災害の教訓を活かした減災の取組みを続け、住民が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

避難実施要領のパターン作成の実証研究

国民保護室、国民保護運用室

1 はじめに

国民保護事案が発生した際、迅速かつ的確な避難を実現するために、市町村長は、避難経路や避難手段、関係職員の配置等について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（以下、「国民保護法」といいます。）第六十一条に則り、避難実施要領に速やかに定めなければなりません。そのため、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）において、市町村は、複数の避難実施要領のパターン（以下、「パターン」といいます。）をあらかじめ作成しておくよう努めることとされています。

特にラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを直前に控えており、万が一、大規模イベントの開催会場等でテロ攻撃等が発生した場合に備え、パターンの作成は喫緊の課題と考えられます。

しかし、平成30年4月1日現在でパターンを作成した市町村は全国でおよそ5割にとどまっているのが現状です。これまでも「避難実施要領のパターン作成の手引き」を示すなど、作成を促してきましたが、パターン未作成の市町村からは「必要性は理解するが、作成方法がわからない」等という声を聞いており、消防庁は、作成手順等を具体的な各ステップごとに解説したマニュアルとして「避難実施要領パターンの作り方（避難実施要領パターンの作成のポイント）」（以下、「作り方」といいます。）を作成しました。

本事業は、作り方が想定する作成プロセスやパターン作成の作業上の課題の確認・検証を行うため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催自治体であり、新たなパターンの作成に意欲的なさいたま市をモデル団体として、平成30年7月から11月にかけて、パターンの作成に取り組んだものです。

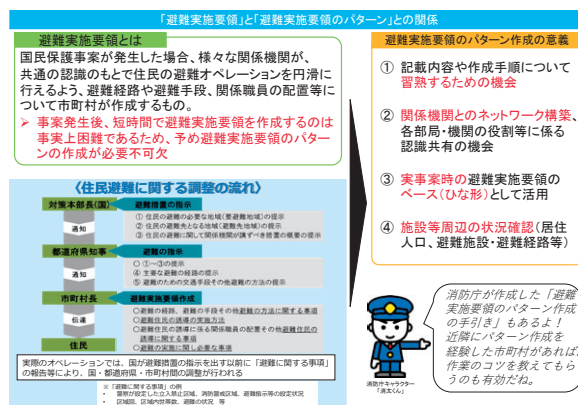


図1 つくり方抜粋①（パターン作成の意義）

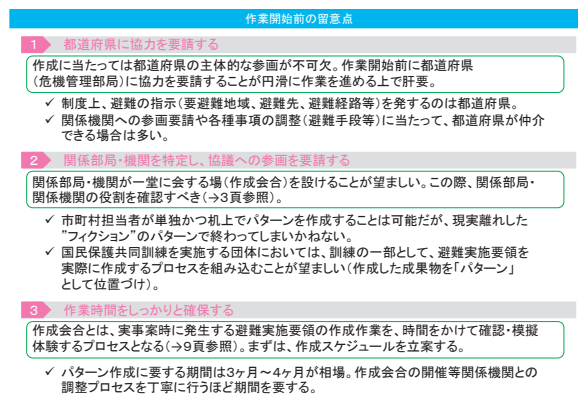


図2 つくり方抜粋②（作業開始前の留意点）

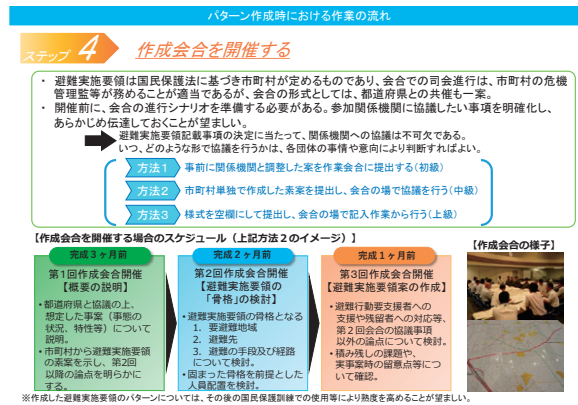


図3 つくり方抜粋③（作業の流れ）



2 想定した事案の概要

さいたま市では、既に、着上陸侵攻、弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊による攻撃を想定したパターンは作成済みでしたが、平成29年11月の国民保護共同図上訓練も踏まえ、大規模イベント会場における化学剤散布事案におけるパターンを作成することとしました。想定した事案は、具体的には以下のとおりです。

【事案1】 国際試合会場である埼玉スタジアム2002において、化学剤（マスタード）散布テロが発生。

【事案2】 浦和美園駅で、銃を持つ不審者が職務質問中に逃走。さらに車で事故を起こし逃走し、車両内に不審物を発見。

【事案3】 逃走した不審者が岩槻仲町郵便局に立てこもり。短機関銃、拳銃を持ち人質をとっている。一連の事案に対して緊急対処事態認定がなされ、事案3について、避難措置の指示がなされる。





〈作成会合の様子〉



〈図上訓練の様子〉

3 作成会合の開催

つくり方では、「市町村担当者が単独かつ机上でパターンを作成することは可能だが、実効性に乏しいパターンとなる可能性があるため、関係部局・機関が一堂に会する場（作成会合）を設けることが望ましく、この際、関係部局・機関の役割を確認すべきである」旨を示しています。

さいたま市は、関係機関として、市消防局、埼玉県警察、陸上自衛隊が参加した作成会合を3回にわたって開催し、市が作成した避難実施要領の素案の検討や、関係機関の役割や能力等の確認を行いました。

第1回作成会合（平成30年7月12日）では、市危機管理部から、事業の目的や想定する事案の概要について関係機関に説明し、各機関の役割及び今後のスケジュールを示した上で、第2回作成会合に向けて関係機関に必

要な資料の提供を求めました。

第2回作成会合（平成30年8月31日）では、避難実施要領の「骨格」となる要避難地域、避難先、避難の手段及び経路の検討を行い、以下のような議論を行いました。

【要避難地域】

- 不審者の携行武器（短機関銃、拳銃）から予想される被害範囲は200mほどであることを考慮し、警察が立入禁止区域を、消防が消防警戒区域をそれぞれ半径200m圏内に含まれる行政区に設定することを確認。
- 避難者数は、昼夜間人口比率を考慮して、住民基本台帳人口の約4割を想定。

【避難の手段及び経路】

- 立入禁止区域内に小学校が、周辺地域に中学校等があること、また、避難開始日時が16時20分であることから、立入禁止区域内に帰宅途中の児童、生徒についても適切に避難誘導を行い、避難施設において保護者への引き渡しを行うことを確認。
- 避難経路における職員の配置については、混乱した避難者が速やかに避難を行えるよう、市職員、消防職員、警察官、自衛官を各々の活動圏内の主要交差点に配置することを確認。
- 関係機関の主な役割について確認。特に、各機関が住民の避難誘導を行う場所や、住民への情報伝達の手段と誰がどの地域でその役割を担うか（市による広報車、消防車両の活用とともに防災行政無線を使用、警察や自衛隊による戸別訪問等）を確認。

第3回作成会合（平成30年9月26日）では、第2回までの議論を踏まえ、避難実施要領の案を作成するため、以下のような議論を行いました。

【避難行動要支援者への支援】

- 徒歩での避難が困難な要配慮者については、一時集合場所まで徒歩で移動させず、自家用車で直接避難先へ避難することを認めることを確認。

【残留者への対応】

- 防災行政無線の伝達可能範囲は250m程度であることから、要避難地域内において難聴地域は発生しにくい旨確認。ただし、窓を閉め切っている家庭では、聞こえづらい可能性もあるので、広報車等の活用や、戸別訪問の実施により確実な措置を実施。

そのほか、市消防局の化学剤の簡易検査の精度と所要時間や、現地調整所付近に各機関の現地指揮本部を設置すること等を確認しました。



4 図上訓練による検証

平成30年11月15日に、オリパラ会場である埼玉スタジアム2002等で事案が発生することを想定した国民保護訓練を実施しました。作成会合において調製した避難実施要領の案の一部を空欄とし、事態の推移に応じて関係者と調整しながら、避難実施要領を作成する訓練を行うとともに、実際に避難実施要領として機能するか検証しました。

検証の結果、まず、要避難者数については、昼夜間人口を考慮した人数（住民基本台帳人口の約4割の約800人）としていましたが、避難完了予定日時が20時であり、多くの住民が帰宅していると考えられることから、救援に係る要避難者数は住民全てとなる約2,000人と変更されました。また、職員配置については、避難経路における主要交差点について、一律2名としていましたが、訓練時の関係部局の協議において、要避難者数が増加したことを考慮して、より手厚い配置に変更されました。

5 おわりに

避難実施要領のパターンに関しては、従来、その有無が主に着目されており、その内容について議論されることはあまりありませんでした。しかしながら、実事案発生時におけるパターンの実効性を考えた場合、その内容についても目を向けていく必要があります。そして、一定水準以上の内容を備えようと思えば、どのようなプロセスで作成されているかが重要な視点となります。

パターンの作成には複数の関係機関が関わることから、相互の意思疎通がしっかりと図られることが最大のポイントであり、作成会合を通じたパターン作成の取組を推奨しています。本事業でも、関係機関が一堂に会した作成会合により、以下3点の事項の重要性を再確認しました。

1点目は、パターンをあらかじめ作成しておくことの重要性です。11月の図上訓練においては、関係部局・機関と適切に連携しつつ、避難実施要領が作成されましたが、避難実施要領の作成まで事態認定後1時間を要しました。仮に作成会合を通じてパターンが作成されていなければ、どの機関に何を確認するか一から検討することとなり、更に時間を要していたと思われます。

2点目は、作成会合を通じた関係機関の役割の確認等の重要性です。作成会合で、関係機関が一堂に会し、お互いが担当する地域や役割の分担を確実に把握できまし

た。加えて、消防の除染能力や搬送能力、警察の立入禁止区域の設定の考え方、警察や自衛隊の装備等お互いの能力や考え方を共有することができましたが、こうした情報共有により、各機関が連携する素地がしっかりと確立し、迅速・的確な避難誘導につながると考えられます。

3点目は、訓練における検証の重要性です。本事業でも、要避難者数や、避難経路における職員の配置について訓練時に変更があったことからわかるように、作成されたパターンは、訓練で実践し、手直しを加えることで妥当性を増すものであることも再確認されました。

今回は事前の作成会合は市中心で進めましたが、県のより積極的な関与によって、国とのやりとりや、避難指示の考え方等の共有が行われ、より練度の高いパターンが作成されることが考えられます。また、市町村の中には、独力で作成会合を開催することは困難である団体も存在すると思われれます。以上より、都道府県による市町村の作成会合等への主体的な参加を期待したいと思います。

パターンは作成することのみを目的とするものではなく、パターン作成を通じて関係機関がお互い「顔の見える」関係となることが、地域の危機管理能力の向上につながります。パターン作成に着手する市町村においては、積極的に関係機関に声をかけ、万が一の危機に各機関が連携して対処する体制づくりを進めていただきたいと思います。

平成31年度は、希望する都道府県と共催で、避難実施要領のパターン作成に関する研修会を全国10ヶ所程度で実施予定です。国民保護事案発生時の住民避難に関する講義や、避難実施要領の作成演習等を行う予定ですので、積極的なご参加をお願いします。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 国民保護室
消防庁国民保護・防災部防災課 国民保護運用室
TEL: 03-5253-7550 (直通)
TEL: 03-5253-7551 (直通)

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の改定等について

広域応援室

1 はじめに

消防の広域応援部隊である緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に創設され、これまでに東日本大震災や平成30年7月豪雨など計38回出動し、消火、救助、救急など人命救助活動を行ってきました。

緊急消防援助隊については、消防組織法第45条に基づき、総務大臣が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日策定）（以下「基本計画」という。）において、隊の規模や編成、車両の整備計画などを定めており、おおむね5年ごとに改定してきました。

本年3月8日に、2023年度までの登録隊数の増強等を主な内容として基本計画を改定し、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図ることとしました。

本稿では、基本計画の改定内容等について紹介します。

2 これまでの基本計画の内容

5年前の平成26年に改定した基本計画（計画期間：2014(H26)-2018(H30)年度）においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、登録目標隊数を4,500隊から6,000隊に増強するとともに、石油コンビナート火災において、大量放水が可能なポンプ車やホース延長車からなるドラゴンハイパー・コマンドユニットを創設することとしました。この基本計画に沿って、これまで、緊急消防援助隊の車両等の整備を進め、計画期間中に、目標としていたおおむね6,000隊の登録隊数を達成するとともに、12部隊のドラゴンハイパー・コマンドユニットの配備を完了する予定です。

表1 基本計画の改定と登録目標隊数

改定時期	登録目標隊数
平成16年策定	3,000隊
平成18年改定	4,000隊
平成21年改定	4,500隊
平成26年改定	6,000隊

3 今回の基本計画の改定内容

(1) 改定概要

今回の基本計画の改定（計画期間：2019-2023年度）では、南海トラフ地震、大規模水害、NBCテロ災害などに的確に対応するため、登録目標隊数を、6,000隊から6,600隊に増強し、このための車両等の整備を拡充することとします。また、大規模水害に特化した土砂・風水害機動支援部隊、NBCテロ災害に対応するNBC災害即応部隊を創設し、それぞれ全国で50部隊程度配備することとします。

(2) 登録隊数の増強

東日本大震災を上回る甚大な被害が想定される南海トラフ地震等への対応力の強化や、大規模な風水害時の救助体制の強化、NBCテロ災害に的確に対応することを考慮し、登録目標隊数を6,600隊とすることとします。具体的には、災害への対応力の強化に加え、本年4月時点の隊数の見込みや緊急消防援助隊の派遣中の地元消防力の維持の観点も踏まえ、消火、救助、救急の主要3小隊（水害対応の特殊車両を除く。）については、緊急消防援助隊設備整備費補助金や緊急防災減災事業債等を活用して210隊程度の増隊、また、水害に対応した特殊車両を無償使用制度によって整備することにより50隊程度の増隊、さらに、増隊に伴う後方支援小隊等について80隊程度の増隊を、それぞれ行うこととしています。

表2 登録目標隊数

隊種別	登録隊数 2019.4.1見込み	登録目標隊数 2023年度末
統括指揮支援隊、指揮支援隊	60 隊	50 隊程度
航空指揮支援隊	-	60 隊程度
都道府県大隊指揮隊	149 隊	160 隊程度
統合機動部隊指揮隊	56 隊	50 隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	12 隊	10 隊程度
NBC災害即応部隊指揮隊	-	50 隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	-	50 隊程度
消火小隊	2,372 隊	2,500 隊程度
救助小隊	504 隊	540 隊程度
救急小隊	1,424 隊	1,500 隊程度
後方支援小隊	840 隊	890 隊程度
通信支援小隊	42 隊	50 隊程度
特殊災害小隊	357 隊	350 隊程度
特殊装備小隊	474 隊	500 隊程度
水上小隊	21 隊	20 隊程度
航空小隊	75 隊	80 隊程度
航空後方支援小隊	35 隊	60 隊程度
合計（重複除く）	6,259 隊	6,600 隊程度



特別部隊

隊種別	登録隊数 2019.4.1見込み	登録目標隊数 2023年度末
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	12 部隊	10 部隊程度
NBC災害即応部隊	-	50 部隊程度
土砂・風水害機動支援部隊	-	50 部隊程度
統合機動部隊	47 部隊	50 部隊程度

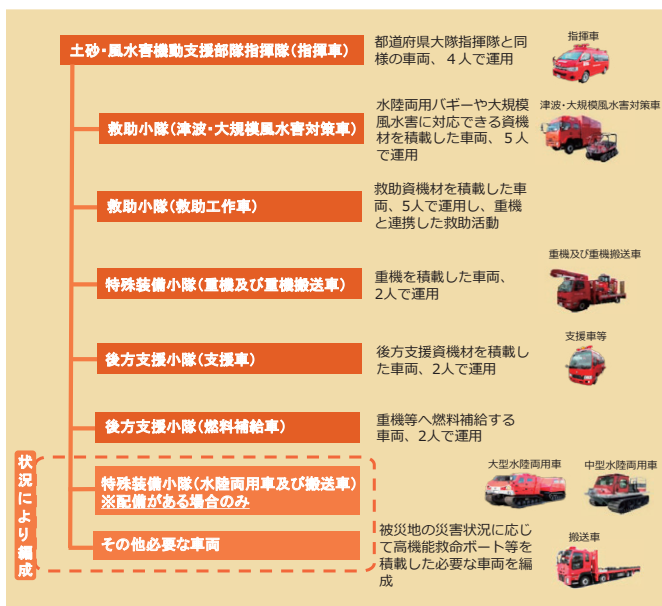
(3) 土砂・風水害機動支援部隊の創設

近年、局地的豪雨や台風による大雨等により、大規模な浸水被害、中小河川の氾濫、土砂災害、流木被害など多様な被害が生じており、風水害が多発化、大規模化、激甚化しています。こうしたことから、大規模な土砂災害や風水害時における救助体制を強化するため、重機や水陸両用バギーなどの特殊な車両・資機材を有した「土砂・風水害機動支援部隊」を創設し、被災地に機動的に投入する体制を整備しようとするものです。

この部隊の特徴としては、次のとおりです。

- ① 主に津波・大規模風水害対策車や重機、状況に応じて水陸両用車や救命ボードなど水害に特化した車両・資機材により編成する。これらの特殊車両は必要に応じて無償使用制度を活用して計画的に整備する。
- ② 5年間で各都道府県に1部隊、計47部隊の配備を計画する。
- ③ 被災地では、地元消防本部、県内応援隊、被災地の近隣の都道府県大隊と連携して活動する。

図1 土砂・風水害機動支援部隊の基本的な隊編成



(4) NBC災害即応部隊の創設及びNBC災害時における緊急消防援助隊運用計画の策定

ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックという大規模な国際イベントが相次いで日本で開催されることに伴い、万一テロ災害が発生した場合の対応に万全を期する必要があります。こうしたことから、NBCテロ災害時において、消防隊員自らを防護しつつも負傷者の救助、除染活動を迅速かつ確実に実施するため、NBC災害に対応する特殊な装備・資機材を有した「NBC災害即応部隊」を創設し、消防庁長官が別に定める特別な運用計画（NBC災害における緊急消防援助隊運用計画（以下「運用計画」という。））に基づき、迅速に出動する体制を整備しようとするものです。

この部隊の特徴としては、次のとおりです。

- ① 主に検知・救助隊（特殊災害対応自動車やNBC災害対応資機材を積載した救助工作車）と除染隊（大除染システム搭載車や除染資機材を積載した車両）により編成する。また、部隊内での厳格な指揮統制を目的に、1つの消防本部で部隊編成する。
- ② 5年間で東京消防庁及び政令指定都市の21消防本部並びに政令市等のない県の代表消防本部等及び北海道内の2つの大規模消防本部にそれぞれ1部隊、全国で計54部隊の配備を計画する。
- ③ 運用計画に基づき、消防庁長官から市町村長等に直接（都道府県知事を経由せず）出動の指示を行って、指示後、30分以内に迅速に出動する。

図2 NBC災害即応部隊の基本的な隊編成

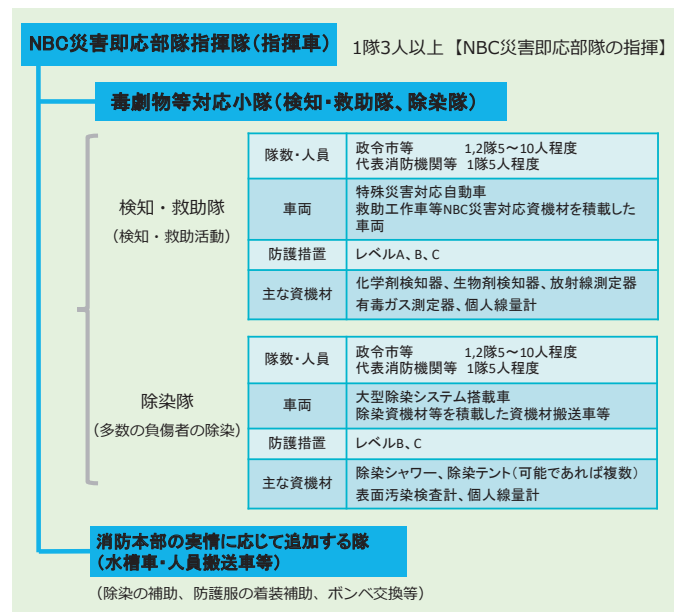
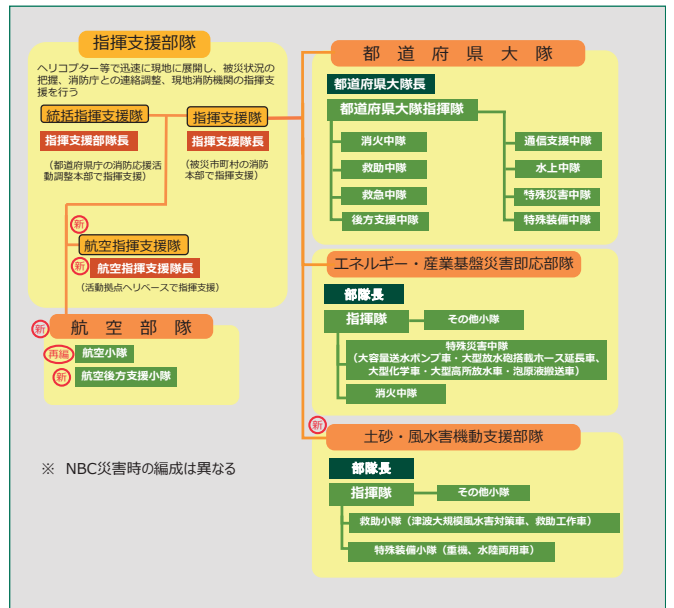


図3 運用計画適用時と通常時の緊急消防援助隊の出動の相違点

	通常の緊急消防援助隊の出動	NBC災害即応部隊の出動 (運用計画適用)
消防庁長官の措置要求	出動の求め又は指示	出動指示
応援要請の流れ	長官→知事→市町村長	長官→市町村長 (都道府県知事を經由せず直接、出動指示)
部隊編成	災害後に部隊編成	あらかじめ指定 (指定された部隊が迅速に出動可能)
構成消防本部	多数の消防本部で編成	政令市・代表消防機関等の単独消防本部で編成 (厳格な指揮統制、円滑な活動が可能)
出動までの時間	求め又は指示を受けてからの時間指定なし	指示を受けてから30分以内 (迅速性を最優先)
現場到着までの流れ	消防署 ↓ 集結場所 ↓ 進出拠点 ↓ 活動場所	消防署 ↓ 単独消防本部の出動のため集結場所は通過 ↓ 進出拠点 ↓ 活動場所
派遣期間	長い (基本的に宿営を伴う期間)	短い (基本的に、宿営を伴わない期間)

図4 改定後の基本計画に基づく緊急消防援助隊の基本的な編成



(5) 航空関連の隊の変更

ア 航空指揮支援隊の創設

多数の航空機が出動する場合においては、航空機の運用調整の支援が必要な場合があります。これまでの災害においても、耐空検査等によりヘリコプターが運休中の航空隊の隊員が、ヘリベースに出動し効果的な支援活動を行った実績を踏まえ、航空小隊の活動を管理し、ヘリベースにおいて航空の指揮を行っている者（ヘリベース指揮者）を補佐する「航空指揮支援隊」を創設し、指揮支援部隊として位置付けることとします。なお、航空指揮支援隊は、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中の隊員により編成されることとしています。

イ 航空小隊の再編及び航空後方支援小隊の創設

従前の基本計画においては、航空小隊は都道府県大隊内の小隊として位置付けられていましたが、陸上で活動する小隊とは活動範囲が大きく異なることを踏まえ、航空小隊を都道府県大隊から切り離し、出動した航空小隊からなる「航空部隊」に再編します。

また、活動拠点ヘリベース等において食事・宿営等の後方支援が必要な場合に備え、航空小隊の隊員等に対する後方支援活動を行う「航空後方支援小隊」を創設し、航空小隊とともに航空部隊を構成する小隊として位置付けることとします。

(6) 緊急消防援助隊の全国合同訓練の実施

平成27年度に第5回全国合同訓練を実施しており、これまでの実施間隔では2020年度開催となりますが、当該年度はオリンピック・パラリンピックが開催されることを踏まえ、図上訓練、部隊運用訓練とともに2021年度に実施します。なお、開催地及び実施内容については、今後検討します。

(7) その他の改定事項

ア 消防庁長官の出動の指示となる大規模な災害についての判断要素の規定

消防組織法第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の出動指示の対象となる災害については、①東海地震、首都直下地震、南海トラフ地震、②NBC災害、③その他の大規模な災害とされており、③その他の大規模な災害の判断基準は定められていませんが、災害初期の混乱期においても消防庁長官が指示の対象とすべき災害か否かについて躊躇なく判断するとともに、地方公共団体が速やかに準備し迅速な応援となるよう、判断要素を規定しました。具体的には、①災害の状況、②災害対策基本法に基づき設置される緊急災害対策本部又は非常災害対策本部の設置状況、③応援の必要性などを考慮し判断することとしています。

なお、平成30年7月豪雨の緊急消防援助隊の出動については、被害の甚大性、広域性、非常災害対策本部の設置を考慮して、消防庁長官の指示によるものとしたところです。

イ 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の出動計画の変更
災害発生都道府県に対する統括指揮支援隊及び指揮



支援隊の割り当て（出動計画）について、迅速性や合同訓練のブロック等を考慮し、変更しました。また、関東地域の指揮支援部隊長の派遣体制を充実させるため、指揮支援部隊長を派遣する消防本部に横浜市消防局を追加しました。

ウ 指揮支援部隊長の属する指揮支援隊についての名称

指揮支援部隊長の属する指揮支援隊を表す名称が存在していなかったため、指揮支援部隊長の属する指揮支援隊については、「統括指揮支援隊」とすることを規定しました。なお、「指揮支援部隊長」は「統括指揮支援隊長」と同義ですが、「指揮支援部隊長」の名称が定着していることを考慮し、今後も「指揮支援部隊長」と呼称することとします。

エ 消火小隊の編成

5人以上で編成することとされていた消火小隊について、緊急消防援助隊が活動する際には複数隊での連携した活動となることや無線、ホースカー等を保有していることなどを踏まえ、消防力の整備指針と整合を図り、4人以上で編成することとしました。なお、従前どおり5人以上での運用を行うことも可能です。

オ 統合機動部隊の任務

統合機動部隊については、従来、「迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする」とされていましたが、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に規定されている迅速出動適用時など、都道府県大隊が後続しない場合もあることを踏まえ、運用に合わせ「迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする」と変更しました。

詳しくは、平成31年3月8日付けの通知を参照ください。

4 おわりに

東日本大震災の経験を踏まえ、発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的危機に対応するためには全国の消防力を結集することが不可欠であり、緊急消防援助隊の役割は一層重要性を増しているところ です。

今回の基本計画の改定による制度面の改善のほか、実践的な訓練を継続的に実施し、緊急消防援助隊のさらなる充実強化を図ってまいります。

図5 緊急消防援助隊ロゴマーク

また、基本計画の改定に合わせて、緊急消防援助隊の隊員相互の結束と活動の広報を目的として、緊急消防援助隊のロゴマークを作成しましたので、活用ください。



問い合わせ先

消防庁広域応援室

TEL: 03-5253-7527 (直通)

平成30年（1～9月） における火災の概要 （概数）

防災情報室

1 総出火件数は、29,407件、前年同期より 1,430件の減少

平成30年（1～9月）における総出火件数は、29,407件で、前年同期より1,430件減少(-4.6%)しています。これは、おおよそ1日あたり108件、13分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

平成30年（1～9月）における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	15,448	52.5%	▲615	-3.8%
車両火災	2,733	9.3%	▲194	-6.6%
林野火災	1,213	4.1%	52	4.5%
船舶火災	45	0.2%	▲10	-18.2%
航空機火災	1	0.0%	▲2	-66.7%
その他火災	9,967	33.9%	▲661	-6.2%
総火災件数	29,407	100%	▲1,430	-4.6%

2 総死者数は、1,033人、前年同期より 51人の減少

火災による総死者数は、1,033人で、前年同期より51人減少(-4.7%)しています。

また、火災による負傷者は、4,426人で、前年同期より113人減少(-2.5%)しています。

3 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。） 数は、664人、前年同期より18人の増加

建物火災における死者815人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、716人であり、更にそこから放火自殺者等を除くと、664人で、前年同期より18人増加(+2.8%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、87.9%で、出火件数の割合52.2%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者（放火自殺者等を 除く。）の約7割が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）664人のうち、65歳以上の高齢者は471人(70.9%)で、前年同期より16人増加(+3.5%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ355人(24人の増・+7.3%)、着衣着火30人(4人の増・+15.4%)、出火後再進入12人(2人の増・+20.0%)、その他267人(12人の減・-4.3%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「たき火」、続いて 「たばこ」

総出火件数の29,407件を出火原因別にみると、「たき火」2,643件(9.0%)、「たばこ」2,612件(8.9%)、「こんろ」2,075件(7.1%)、「放火」2,011件(6.8%)、「火入れ」1,660件(5.6%)の順となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき全ての市町村において義務化されました。

消防庁では、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成29年度は全国5か所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会を捉え、報道機関や消防機関等と連携し、特に住宅用火災警報器の点検・交換などの維持管理の重要性について普及啓発活動を行ったほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

また、全国の消防本部等においても、「住宅用火災警報器設置対策会議」において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して設置の徹底及び維持管理の促進のための各種取組を展開しています。

7 放火火災防止への取組

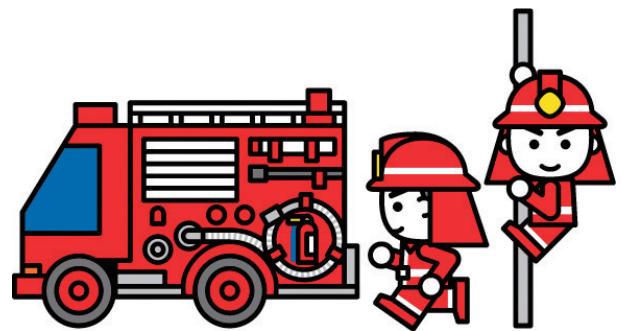
放火及び放火の疑いによる火災は、3,497件、総火災件数の11.9%を占めています。

消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL: http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html）を活用し、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行うことで、放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は、1,213件で、前年より52件増加(+4.5%)し、延べ焼損面積は約589haで、前年同期より301ha減少(-33.8%)しています。

例年、空気が乾燥する春において、林野火災が多発していることから、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成30年は「小さな火 大きな森を破壊する」という統一標語の下、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼び掛けました。



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526

消防力の整備指針の一部改正について

消防・救急課

1 改正の趣旨

「消防力の整備指針」は、昭和36年当時、全国各地で市街地大火が頻発していたという時代背景を受け、市町村が火災の予防、警戒等を行うために必要な最少限度の施設及び人員を定める「消防力の基準」として制定されました。その後、数次の改正を経て、平成12年、都市構造及び消防需要の実態に即した合理的な基準になるよう全面的な見直しを行い、その位置付けも「必要最少限度の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」として改められ、平成17年の改正においては、その名称も「消防力の整備指針」と改められています。

前回の主な改正は、平成26年10月に、東日本大震災において、消防車両及び消防庁舎等が被災した教訓を踏まえ、非常用消防用自動車等の配置基準の見直しや大規模災害時に消防庁舎が被災した場合の代替施設の確保計画の策定などを追加するとともに、年々増加する救急需要や防火対象物数などの消防を取り巻く環境の変化への対応として、救急自動車や予防要員の配置基準を増強するなどの改正を行いました。

平成26年の改正から4年が経過し、この間、新潟県糸魚川市における市街地大規模火災や埼玉県三芳町における大規模倉庫火災が発生したほか、救急出動件数や防火対象物数はますます増加する傾向にあります。その一方で、消防車両等の装備や消防指令システムなど関連技

術の進展により、効果的で効率的な消防業務の展開も図られているところです。

これらを踏まえ、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たせるよう、消防庁では、改めて、最近の火災・救急・救助事案等の災害発生状況やそれらを取り巻く環境などについて現状を確認し、消防本部等の意見も踏まえつつ検討を行い、今般、「消防力の整備指針」を改正したものです。

2 改正の概要

改正の概要については、以下のとおりです。

《消防力の整備指針》

(1) 定義（第2条）

消防の連携・協力の一類型であるはしご自動車の共同運用（第7条）、指令の共同運用（第20条）を整備指針上新たに位置づけるにあたり、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」から定義規定（「消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと」）を引用することとしました。

(2) はしご自動車（第7条関係）

① はしご自動車の配置に関する緩和要件の一つに、当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物（＝高さ15m以上相当）が90棟未満である場合としていたところですが、近年の火災発生状況を踏まえ、基準を「120棟未満」に見直しました。

② 消防の連携・協力により、二以上の消防本部が共同していずれかの消防本部の消防署または出張所にはしご自動車を配置したときは、現行の第7条第1項に基づく、中高層建築物が120棟未満（現行は90棟未満）であること、他の署所から出動したはしご自動車が現場での活動開始まで30分未満で完了すること及び延焼防止のための消防活動に支障がないこと（中高層建築物が密集地域に建築されていない場合など）の3要件を満たす場合は、当該消防署ま

たはその出張所を除いたそれぞれの消防署またはその出張所についても配置したものとみなすこととしました。

- ③ はしご自動車と同等の機能を有する大型高所放水車を一台配置したときは、はしご自動車についても一台配置したものとみなす規定を新設しました。

(3) 大型化学消防車等（第9条関係）

大型高所放水車と同等の機能を有するはしご自動車を一台配置したときは、大型高所放水車についても一台配置したものとみなす規定を新設しました。

(4) 特殊車等（第16条関係）

例示として規定されている「林野火災工作車」や「防災工作車」は、資器材搬送車や支援車等に置き換わる傾向にあることから、近年の時勢を踏まえた例示に見直し、「特殊な機能を有する車両等」として特殊車等の定義を規定しました。

(5) 消防指令システム等（第20条関係）

- ① 署所に対する情報の同時伝達や指令、連絡等は、指令装置、出動車両運用管理装置等で構成された消防指令システムを有する消防指令センターで一括して行われていますが、これらに関する規定がなかったことから、消防指令システムの規定を新設し、消防本部の管轄区域に設置することとしました。
- ② 消防の連携・協力により、二以上の消防本部が共同していずれかの管轄区域内に消防指令システムを設置したときは、それぞれの消防本部の管轄区域に設置したものとみなすこととしました。

3 施行日等

平成31年4月1日から施行しています。

なお、今回の改正により、各市町村においては保有する消防力を改めて総点検し、改正後の「消防力の整備指針」に基づいて計画的に整備することが要請されるものです。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

第23回防災まちづくり大賞受賞団体の決定

地域防災室

平成31年3月4日（月）、ホテルルポール麹町（東京都千代田区）において、第23回防災まちづくり大賞表彰式を開催しました。

防災まちづくり大賞は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、防災に関する優れた取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強いまちづくりの一層の推進に資することを目的に、平成8年度から実施しており、今回で23回目を迎えました。

今回は全国各地から102事例が寄せられ、学識経験者等で構成される選定委員会において、他の地域の模範となる優れた取組18事例が選定されました。

受賞事例一覧

表彰区分	総務大臣賞	3
	消防庁長官賞	5
	日本防火・防災協会会長賞	10
	(参考)応募総数	102



主催者挨拶をする鈴木総務副大臣

災害による被害を軽減するためには、地域の防災力を強化すること、とりわけ地域の方々の「自分たちの地域は自分たちで守る」という強い意識と連帯感に支えられた自主的な防災活動を推進していただくことが重要です。

平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の多様な主体が、相互に連携協力して、地域防災力を高めていくことの重要性が示されました。

受賞団体の皆様には、今回の受賞を契機として、より一層日頃からの活動を充実・発展させ、地域防災力の向上に引き続き、御尽力いただけることを期待しています。



表彰状授与の様子



総務大臣賞（3団体）との記念撮影の様子

<総務大臣賞受賞事例の紹介>

今回、総務大臣賞を受賞された3事例の取り組みを紹介します。

団体名：根新田町内会

事例名：ITを活用した災害に強い町づくり

所在地：茨城県常総市

概要：

【団体概要】

町内会の発足は古く、現在101世帯が加入している。平成20年に自主防犯組織を設立したのを契機に、地域コミュニティがより活発になり、婦人会やシニアの親睦会等のサークルを立ち上げ、町内会をしっかりと下支えする環境を整えた。多彩な地域コミュニティ活動と、自主防犯、自主防災を町内会全体で推進し「楽しく、安心して暮らせる地域づくり」を目指して町民一丸となって取り組んでいる。

【背景】

平成27年9月の「関東・東北豪雨」災害で甚大な被害を受け、その際に町内会の95%の世帯が登録している「SMS一斉送信システム」が町民の情報共有手段として大きな効果を発揮した。従来から行ってきた防災活動に加え、このシステムを基軸とした「災害犠牲者“ゼロ”を目指した」新たな取り組みを始めた。

【取組の内容】

平成26年8月に地域コミュニティサイト「わがまちなしんでん」を開設、同年10月には自治会レベルでは全国初の「SMS一斉送信システム」を導入、翌年の豪雨災害で逃げ遅れを大幅に減らした。豪雨災害後には「避難行動計画マイ・タイムライン」作成のモデル地区に指定され、それと並行して住民の避難準備行動に役立てる地域河川の防災用ライブカメラを設置し、ホームページで公開している。また大地震に備えるため「SMS一斉送信システム」と「黄色いタオル」を併用した安否確認システムの構築や、「自主防災基本計画」を策定し、防災活動の指針とするなど、実効性のある活動を推進している。

【成果】

「SMS一斉送信システム」から「マイ・タイムライン」、「防災用ライブカメラ」の設置など水防災の新たな取り組みや、震災時の初動対応として重要な先進的な安否確認システムなど、安心安全が更に高まったと住民から好評を得ている。

また、ホームページで積極的に活動を公開する事により、他の自治会との情報交換の場となり、特に「SMS一斉送信システム」は、他の自治会でも採用され、西日本豪雨等で大活躍した事は大きな成果といえる。

団体名：Seya防災ネットワーク

事例名：業種・団体の枠を超えた防災・減災ネットワークづくり

所在地：神奈川県横浜市

概要：

【団体概要】

Seya防災ネットワークは平成24年4月に「瀬谷区自衛消防組織連絡協議会」の組織改変によりスタートした。発足当初は31団体であったが、その後は法に定める自衛消防組織を設置しなければならない事業所だけでなく、瀬谷区内の様々な業種・団体も参加するようになり、現在では369団体が「防災・減災」を合言葉に集い、学び、共に助け合う集まりとして取り組んでいる。

【背景】

平成24年発足当時、瀬谷区は事業主が地元の方々の中小企業が多く、地域との結びつきが強いという特徴があった。組織改変前は、自衛消防組織連絡協議会として活動していたが、自衛消防組織の設置義務のない事業所にも防災意識の高い団体が多いことが分かり、ともに防災・減災に取り組むこととなった。

【取組の内容】

Seya防災ネットワークでは、春・秋季防災研修会や防災講演会などを毎年開催しているほか、事業所で行うブラインド型消防訓練を同業種の事業所に公開し、終了後に実施者と見学者で意見交換会を行うことで実践的かつ効果的な訓練を模索することを提言している。また、分科会でも、「減災行動ワークショップ」、「災害時要援護者理解講座」、「外国籍住民等の減災対策」について活動するなど、幅広く取り組んでいる。

【成果】

災害時要援護者への啓発活動により、地域の防災訓練等でも障害をお持ちの方、外国籍の方などの参加が年々増え、防災意識の高まりが感じられる。また、救急相談（#0119）について聴覚障害者向けのFAX対応を提言したところ、平成29年4月から全市で運用となったほか、平成30年からは区内タクシー事業者の協力によりFAXによる24時間配車サービスや車内での筆談対応が実現された。

団体名：西崎ニュータウン自治会自主防災会

事例名：津波避難に対する継続的な取組（沖縄県糸満市西崎ニュータウン地域）

所在地：沖縄県糸満市

概要：

【団体概要】

西崎ニュータウン自治会は、糸満市の西側に位置する新しい埋め立て地で、県内外からの多くの移住者が暮らす。自治会では、多くの会合を重ね、2008年4月に自主防災会を発足させ、市の協力などにより防災資器材や備蓄食料などを着々と整備してきた。また、防災のほかに、花壇や堆肥作りなどの環境美化や、子ども達への防犯活動にも力を入れている。

【背景】

糸満市は、沖縄本島最南端に位置し西に東シナ海、南は太平洋に囲まれている。西崎ニュータウンは、海拔3.2mと低く、津波が発生すれば大きな被害を受けると懸念される。周辺環境として、津波緊急

避難ビルとなっている県営の高層住宅が隣接しているものの、地域の高齢化が進んでおり、避難対応の向上が求められることから、市や関係機関と連携しながら取り組んでいる。

【取組の内容】

防災訓練では、「飽きさせず、継続できる防災訓練」をモットーに研鑽を重ね、防災紙芝居、防災マジックショー、セラピー犬との触れ合いなど、防災意識を子ども達に根付かせるため、子どもが参加しやすい工夫を実施。避難訓練や避難所運営訓練などのほか、夜間避難訓練を実施するなど実践的な訓練も行っている。

要配慮者支援名簿も毎年更新しており、避難時の移動に時間を要する高齢者のため、地域の民間アパートと津波時避難場所に関する協定を締結し緊急避難の体制も整えた。

【成果】

発足当時、住民の防災意識に温度差が感じられたが、活動を重ねることで着実に「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識が芽生えていった。10年間継続してきたことで、当時の子ども達は大人になり、継続してきた防災意識が地域に根付いてきていることは大きな成果である。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
地域防災室 佐々木
TEL: 03-5253-7561 FAX: 03-5253-7576

第71回日本消防協会定例表彰式

総務課

第71回日本消防協会定例表彰式が、去る平成31年3月5日（火）午後1時からニッショーホール（港区虎ノ門）において、盛大に挙行され、鈴木総務副大臣、古賀総務大臣政務官及び黒田消防庁長官が出席し、鈴木総務副大臣は、受賞者の方々に祝意を表するとともに、更なる消防防災体制の充実強化を図っていく旨の祝辞を述べました。

本表彰式は、日本消防協会が主催し、功績が顕著な消防団、消防団員等に対する特別表彰「まとい」の交付等を行うものです。



表彰式の様子



祝辞を述べる鈴木総務副大臣



来賓紹介を受ける古賀総務大臣政務官

問合わせ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521

平成30年度消防功労者消防庁長官表彰式

総務課

去る3月6日(水)、ニッショーホール(港区虎ノ門)において、平成30年度消防功労者消防庁長官表彰式が盛大に挙行されました。

本表彰式は、3月7日の「消防記念日」にちなんで、毎年この時期に実施されているものです。

1 功労章

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎよに関する対策、消防教育の実施について、その成績が特に優秀な消防吏員、消防団員及び消防教育職員

2 永年勤続功労章

永年勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ他の模範となると認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員

3 表彰旗

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ他の模範となると認められる消防機関

4 竿頭綬

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ表彰旗を授与する消防機関に準ずる消防機関

今回の受章者数及び団体数は、以下のとおりです。

表彰種別	受章数	内 訳
功 勞 章	175名	消防吏員 120名
		消防団員 55名
永年勤続功労章	2,986名	消防吏員 1,079名
		消防団員 1,902名
		消防教育職員 5名
表 彰 旗	27機関	
竿 頭 綬	45機関	

表彰式は、黒田武一郎消防庁長官の式辞に始まり、表彰種別ごとの代表者に対する記章等の授与、来賓祝辞に続き、最後に受章者代表である酒井薫消防正監(習志野市消防本部)より、謝辞が述べられました。

なお、代表受領者は次の方々です。

表彰種別	所属・氏名等
功 勞 章	沖縄県 宮古島市消防団 団長 前川 尚誼
永年勤続功労章	長野県 駒ヶ根市消防団 団長 北原 義康
表 彰 旗	北海道 斜里地区消防組合消防本部・ 斜里地区消防組合斜里消防団
竿 頭 綬	石川県 小松市消防本部・ 小松市消防団



式辞を述べる黒田武一郎消防庁長官



受章者代表への功労章授与



受章者代表からの謝辞

問い合わせ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521 (直通)

「消防音楽隊による子ども向けコンサート」の開催

消防庁総務課

子どもたちに消防防災に対する理解を深めてもらうため、以下の消防本部のご協力を頂き、消防音楽隊による子ども向けコンサートを中心とした啓発活動を実施しました。

○ **ご協力頂いた消防本部**

- ・東京消防庁
- ・横浜市消防局
- ・名古屋市消防局
- ・四日市市消防本部
- ・京都市消防局

○ **コンサート概要**

- ・東京消防庁

福生市立福生第六小学校、豊島区立仰高小学校、東村山市立回田小学校でコンサートと防災講話等の防災に関する啓発イベントを実施しました。福生第六小学校には、羽村特別支援学校の生徒が、仰高小学校には、王子第二特別支援学校の生徒が、回田小学校には、清瀬特別支援学校の生徒が参加しました。



仰高小学校でのコンサート模様（東京消防庁）
平成30年11月22日



回田小学校でのコンサート模様（東京消防庁）
平成30年11月30日



福生第六小学校でのコンサート模様（東京消防庁）
平成30年9月15日

・横浜市消防局

小さなお子様連れでも、気軽に安心して参加できるよう、子ども達が歌ったり踊ったりして自由に楽しめるような企画のコンサート「春のぼかぼかたんぼぼコンサート」を開催しました。途中、オリジナルキャラクターによる防災広報も実施しました。



春のぼかぼかたんぼぼコンサート模様（横浜市消防局）
平成30年4月28日

・名古屋市消防局

ポッカレモン消防音楽隊（名古屋市消防音楽隊）の定期演奏会の際に、「MEDIC ONE NAGOYA お絵かき大会」に参加した子どもの作品を会場内に展示しました。定期演奏会には2,200人（うち子どもは500人）が参加しました。



定期演奏会模様（名古屋市消防局）
平成31年2月9日

・四日市市消防本部

音楽隊の演奏中に震度4クラスの地震の発生を想定した避難訓練をプログラムに組み込んだコンサートを実施しました。



避難訓練コンサート模様（四日市市消防本部）
平成30年7月14日

・京都市消防局

板橋小学校において、音楽隊の演奏とともに、リリックやキャラクターショー等の手法により「火事を見つけた時の対応」や「地震に襲われたときの対応」などについて学ぶ板橋防火コンサートを実施しました。



板橋防火コンサート模様（京都市消防局）
平成30年6月1日

問合わせ先

消防庁総務課広報係
TEL: 03-5253-7521

子どもを対象とした消防業務に関する普及啓発教材の作成

総務課

1. 目的

消防庁では、将来を担う子ども達に消防の役割を改めて認識してもらうため、漫画「ど根性ガエル」とタイアップし、子どもを対象とした消防業務に関する普及啓発教材（漫画、広報用チラシ及びキャラクターマーク）を作成しました。

2. 普及啓発教材の概要

○漫画

小学校4年生の双子の兄妹（れんくんとゆいちゃん）が、ピョン吉やひろし、ゴリライモなど出会い、消防の様々な仕事のほか、少年消防クラブや消防団などについて学んでいくストーリーです。

○広報用チラシ

火災予防イベント等の広報に使用可能なフォーマットです。各本部にて文言を適宜修正・追加し、火災予防イベント等のご案内等に活用できるようになっています。

○キャラクターマーク

防火衣を着装した、漫画のメインキャラクター「ピョン吉」のマークです。各本部のホームページ・広報誌への掲載や、当該マークを付したグッズ（クリアファイルや文房具等）の作成・配布に活用できるようになっています。

【漫画（表紙）】



【広報用チラシ】



【キャラクターマーク】



問合わせ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521

緊急消防援助隊情報

自衛隊輸送機による緊急消防援助隊陸上部隊の輸送について

消防庁広域応援室（神奈川県 横浜市消防局）

平成30年9月6日に発生しました北海道胆振東部地震において、自衛隊輸送機による緊急消防援助隊陸上部隊の輸送を実施しましたので御紹介します。

【はじめに】

平成30年9月6日の北海道胆振東部地震発生に伴い、横浜市消防局から緊急消防援助隊神奈川県大隊（陸上部隊）を編成し、派遣しました（派遣規模は下表参照）。本州から被災地となった北海道へは、陸路を使用した進出ができないため、地理的に離れた神奈川県からの派遣

においては、部隊進出の手段が要諦となりました。

こうした中、防衛省協力のもと、自衛隊輸送機による車両輸送を行い、迅速に被災地に到着し、活動を開始することができました。

部隊		派遣期間	隊・隊員数	計
陸上部隊	救助隊	平成30年9月6日（木）から 9月10日（月）まで	2隊10人	4隊17人
	後方支援隊		2隊7人	
計		延べ5日間	4隊17人	

【自衛隊輸送機による輸送に係る調整】

6日10時30分頃、消防庁災害対策本部から横浜市消防局警防課あてに無償使用車両として配備している震災救助工作車の派遣要請について打診しました。この時点で、①自衛隊輸送機による車両輸送を行うこと、②平成25年台風26号における伊豆大島での派遣実績があるバン型の車両2台を後方支援隊として添えることを前提とし、出動に係る調整を開始しました（以降の経過は下表のとおり）。

自衛隊輸送機の離陸時刻が決定するまでの間、車両の採寸、積載資機材の積み込み、必要書類の作成、基地までのルート選定等を並行して行い、基地担当者と電話連絡による詳細事項の打ち合わせを行いました。また、車両輸送に際し、離陸前に車両燃料の抜き取り作業が発生する可能性もあったことから、埼玉県入間基地へは燃料輸送車が帯同しました（結果として燃料の抜き取り作業せず）。

救助隊は入間基地、後方支援隊は神奈川県厚木基地からそれぞれ離陸し、同日中に、被災地で合流、翌7日未明には厚真町での救助活動を開始することができました。





(9月6日時系)

時間	内容
11時20分	出動準備依頼（様式受信）
14時15分	出動の求め（様式受信）
14時34分	出場指令
14時50分	救助隊出動
16時00分	後方支援隊出動
16時48分	救助隊入間基地到着
17時20分	後方支援隊厚木基地到着
19時30分	後方支援隊厚木基地離陸
20時48分	救助隊新千歳空港到着
21時43分	後方支援隊新千歳空港到着

【自衛隊輸送機による輸送の検討】

民間フェリーを活用した進出と比較すると、自衛隊輸送機での進出により、被災地での活動開始を約10時間短縮することが可能となりました。本災害への緊急消防援助隊の派遣期間が5日間であったことから、部隊の早期投入は非常に重要であったと言えます。

しかし、自衛隊航空機による輸送においては、積載できる派遣隊員や資機材に限られたことで、被災地での活動や後方支援体制に課題が生じる一面もありました。そ

のため、派遣規模や被災地の状況に応じて、次発隊による不足資機材の送り込みや、他県大隊との資機材の共同使用も、被災地での活動を支える手段として考えていく必要があります。また、交代隊の出動についても、民間フェリーによる進出時間を見越して早期に準備を開始することが重要となるため、こうした調整を行う後方支援本部の役割を充実させていくことが必要となってきます。



【おわりに】

今後、自衛隊と連携した訓練等を通じて、大規模災害時における緊急消防援助隊の空輸等を検証し、より迅速な部隊進出となるよう取り組んでいきます。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
 TEL: 03-5253-7527
 横浜市消防局警防部警防課 計画係
 TEL: 045-334-6409

先進事例 紹介

地域防災の担い手育成に向けて

～消防ブートキャンプ山口～

山口県 山口市消防本部

1 はじめに

山口市は、山口県のほぼ中央に位置し、多様で豊かな自然環境に囲まれ、温泉街などの観光施設にも恵まれた都市となっております。

当消防本部は、県内一広大な管内面積1023km²と、管内人口19万5千人を有し、1消防本部・3消防署・4出張所、消防職員250人（再任用及び嘱託職員を含む）で組織され、消防団1200人と連携し、市民の安全・安心を守るため、日々業務に取り組んでいます。

2 消防ブートキャンプ山口とは

この取組は、子ども達に、消防活動等の体験を通じて防火・防災に関する知識とともに、「規律」「技術」「チームワーク」を身に付けさせ、命と暮らしを守ることの大切さを学んでもらうことにより、「ふるさと山口」を自分たちで守るという郷土愛護の精神や自助・共助の意識の拡大を図り、将来に渡る地域防災の担い手育成に繋げるものです。

3 取組の契機

全国と同様、本市においても、本格的な少子高齢社会や人口減少に直面し、各種災害発生が危惧される中、地域防災の担い手確保が課題となっております。こうした中、当消防本部では、災害時に身近な道具を利用して自分の身を守り、次に誰かを助ける技術を学ぶ、「セルフレスキュープログラム」を平成28年度から開始し、主に市内の中学校への出向や職場体験を通じて普及を進めており、更に次のステップに進むため、「消防ブートキャンプ山口」（以下、「ブートキャンプ」）を企画しました。



職員作成ポスター

4 内容

①参加者については、災害に対して一定の理解力と体力を有する小学校5年生以上及び中学生としています。

②募集に関しては、地域の担い手育成を確実に図るため、市内を5つにエリア分けし、各エリアごとに学校を指定し、募集しています。

③プログラムは1泊2日の宿泊型とし、開催場所は、募集対象エリアを管轄する消防署としています。

④参加者決定後、中学生と小学生の混在した分隊を編成し、全てのプログラムを分隊単位で取り組みます。また、分隊にはそれぞれ若手職員と市内大学に通う学生消防団をアドバイザーとして配置します。

⑤地域防災の担い手育成の観点から、自分たちが住んでいる地域のために活動している人たちの存在を知ってもらうため、『まちづくり協議会』『婦人防火クラブ』『消防団』などにも参加いただき、地域連携に繋げています。

プログラムは、分隊ごとに訓練札式を学んだ後には、学んだことの総決算となる、各種災害を想定したブースを各分隊で対応する「消防ブートキャンプ総合レース」を行い、成果発表の場として学校関係者や保護者の皆様にも披露しています。

消防ブートキャンプ山口 プログラム表

時間	プログラム	会場
8:30～9:00	受付	本部3階講堂
9:00～9:45	オリエンテーション	本部3階講堂
10:00～10:45	防災の仕方 訓練札式	本部3階講堂
11:00～11:45	訓練札式	本部3階講堂
★消防本部から大内出張所へ移動した後、昼食及び休憩★		
13:00～15:30	・セルフレスキュー① ・セルフレスキュー② ・防災訓練・身体体験 ・消防署・市内消防団訓練 ・ロープ技術訓練	大内出張所
15:45～17:00	着衣泳	プール (大内市立プール)
17:10～18:00	炊き出し訓練	大内出張所
★消防本部へ移動★		
18:30～19:00	入浴	消防本部
19:15～20:00	避難所設置訓練	本部3階講堂
20:15～21:00	教養・レクリエーション	本部3階講堂
21:30～	点呼・消灯	本部3階講堂
8月18日(土)		
時間	プログラム	会場
6:15～6:25	起床・点呼	本部3階講堂
6:30～6:40	ラジオ体操	屋外訓練場
6:45～7:15	朝食	本部3階講堂
7:15～8:00	清掃	庁舎内
8:00～9:00	救命入門コース・通報要領	本部3階講堂
9:15～9:30	体力向上体操	屋外訓練場
9:40～11:30	消防ブートキャンプ総合レース	屋外訓練場
11:40～12:00	修了式	本部3階講堂

消防本部・中央消防署が会場
大内出張所(市民プール含む)が会場

消防ブートキャンプ山口プログラム表



セルフレスキュー



消火



救助



救急



着衣泳



女性消防団の防災士による防災講習



消防ブーツキャンプ総合レース

5 効果について

今回で2回の開催となったブーツキャンプですが、参加者の中には、「将来は消防士になります。」と話してくれた子や、市内で我々を見つけ、「キャンプではお世話になりました。」と、声を掛けてくれる子どもたちがたくさんいます。また、参加校では、給食時間にキャンプの様子を映像で紹介いただいたり、セルフレスキュー技術を取り入れた避難訓練も実施されるようになりました。さらに、地域における防災訓練で、ブーツキャンプ参加者が活躍する姿が見られるなど、少しずつではありますが確実に、“ブーツキャンプ効果”を実感しています。

6 おわりに

この取組が、1泊2日の体験で終わることのないよう、当消防本部で実施する、各関係機関参加型の災害対応訓練などにブーツキャンプ参加者を起用するなど、継続性を持たせ、学校や地域に還元できる仕組みづくりを目指しています。

まだ2回の開催ですが、募集地域の実情に応じた災害プログラムや地域連携への仕組みづくりに試行錯誤を重ね、課題となっている地域防災の担い手育成に向けて、職員一丸となって取り組んでいきます。



修了式での各分隊表彰



集合写真

『屋内消火栓操法大会』を実施

坂戸・鶴ヶ島消防組合

平成30年10月15日（月）坂戸・鶴ヶ島消防組合では、事業所における防火・防災意識の普及促進を目的として自衛消防隊による「第31回屋内消火栓操法大会」を実施しました。

大会では、管内の19事業所から計22隊が参加し、秋晴れの中、日頃から積み上げた消火技術が披露され、各事業所の防火・防災意識の高揚が図られた大会となりました。



秋季火災予防運動にて火災警報器普及啓発活動及び火災予防広報を実施

松戸市消防局

松戸市消防局二十世紀が丘消防署は、平成30年11月10日に秋季火災予防運動の一環として、住宅用火災警報器普及啓発活動及び火災予防広報を松戸市応援キャラクター、「松戸さん」と実施しました。

このイベントは、市民の方に住宅用火災警報器設置状況調査アンケート、防火衣装着体験、火災原因内訳の展示、松戸市防災マップの展示、「松戸さん」との記念撮影を実施しました。

今後もイベントを増やし、市民の方々が防火・防災への興味を持てるようにしていきたいと考えています。



消防通信 望楼 ぼうろう

川崎市消防局女性消防吏員誕生50周年記念式典・記念講演会 ～半世紀の絆 つなごう未来へ～

川崎市消防局

川崎市消防局は、昭和44年2月、全国に先駆けて「女性消防吏員」を採用してから50周年を迎え、2月16日（土）に、多くのご来賓の皆様にご臨席いただき、記念式典を開催しました。

50年の歴史を振り返る映像と、OGと現役職員のリレートーク等を行い、女性職員の働く環境が、少しずつ進歩してきていることを実感し、100周年へ向けてさらに歩み続けていくことを皆で決意しました。



いばらき安全安心フェスタを開催

茨木市消防本部

茨木市消防本部では、平成30年10月27日（土）に市役所前のグラウンドで、消防、警察などの関係機関が協力して「いばらき安全安心フェスタ」を開催しました。

ミニ消防車の試乗、消火体験、応急手当の体験、消防・警察車両の展示などのコーナーを設けるとともに、ステージでは、消防音楽隊の演奏、児童防災教室「防災ダック」、大阪府警察本部の防犯教室、阪神救助犬協会の災害救助犬デモンストレーションなどを行いました。

約3,000人の来場者には、各コーナーや演技を楽しんでもらいながら、安全・安心への関心を高めていただくことができました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



女性活躍推進コース (第3回)

消防大学校では、今回で3回目となる、女性活躍推進コース第3回（平成30年12月13日～21日）を開催しました。

このコースは、女性消防吏員で消防司令補又は消防士長の階級にある幹部候補生に対して、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得するために行うもので、今回の教育訓練内容は、第1回、第2回を経て、安全管理を中心とした警防指揮技術に関するカリキュラムの充実を図って編成しました。全国の消防本部から60名の学生が受講し、入校前のeラーニングによる個別学習と全7日間の全寮制の集合教育を全員そろって無事に修了しました。

1 主な教育訓練の概要

(1) 指揮訓練Ⅰ（指揮隊運用訓練）

部隊運用に必要な基本的指揮要領を修得するとともに、現場指揮技術及び安全管理能力の向上を図ることを目的として、学生3人1組で指揮隊を編成し、火災発生時の指揮隊の活動についてシミュレーション訓練（図上訓練）を実施しました。

訓練では、シミュレーションシナリオの災害状況・活動条件の付与に基づき、命令（指示）、実行（活動）、評価という「指揮サイクル」を繰り返し実施することで、消防活動における部隊の役割の認識と理解を深めました。



指揮訓練Ⅰ（指揮隊運用訓練）

(2) 指揮訓練Ⅱ（多数傷病者対応訓練）

通常体制の範囲を越えた多数の重傷者を伴う事故災害に対応するため、現場指揮本部や救急指揮所を設定し、大隊長役（教官が実施）を除く、各隊長から傷病者までを全て学生が行いました。指揮本部の隊員としての動きや中・小隊長として自隊を指揮することで、トリアージ訓練も含めた隊員に対する指揮要領及びその対応能力の向上を図ることを目的として、午前中はシミュレーション（図上訓練）によるイメージトレーニングを実施し、午後は想定に基づき、10隊の部隊編成、消防本部、その他関係機関等の役割分担に分かれて、実動訓練を2回実施しました。

(3) 火災現場指揮（火災性状及び安全管理の知識）

火災防御活動を実施する上で重要な安全管理の基礎である「完全着装」と、活動に必須の「火災性状」に対する理解を深め、活動上の危険性を実際に目で見て知り、指揮能力を高めることを目的として実施しました。ワンルームマンションを想定した高气密で小区画の奥行き12mのコンテナ内で、木材を燃焼させて、火災現場における活動を想定した現場と同様の熱、煙の状況をつくり、中性帯やロールオーバー等の火災性状を観察するとともに、合わせて注水による熱環境の変化や、脱出時間を確保するための注水技術を体験しました。



火災現場指揮(火災性状)



消防大学校だより

2 座学・課題研究等

座学では、最新の消防行政の動向や元女性消防署長のワークライフバランスと働き方に関する講義、今後、幹部として必要になる人事管理、実務管理、部下指導のための教育技法から市民対応のためのマナー等の講義を受講しました。

また、女性消防吏員の活躍について、消防大学校が提示した3つのテーマから選択して入校前に課題研究を実施し、その結果について発表を行うことにより、様々な課題や対応策に関する情報を共有し、今後、女性消防吏員の活躍に繋げるという意識を醸成するとともに、幹部職員としての視点や考え方を養いました。

課題研究発表には、全国各消防本部や消防学校で活躍している、ロールモデルとなる先輩の女性消防吏員5名をコメントーターとして招き、学生の研究した様々な課題や対応策についてアドバイスをいただきました。

全ての研修を終えた学生からは、「職員としての自覚、自分自身のモチベーションアップに非常に刺激となる研修だった。また、普段では交流することのできない消防本部の職員と交流できることは、多角的な視野を広げる良い意識付け、新た

な職員間の関係を築く機会となった。」「自身が今まで避けてきた事に直面することができ、いろんな意味で気づきの多い研修となった。」「指揮訓練など研修内容もそうですが、将来幹部になる女性の対応を身近に感じることで刺激を受けました。」「女性活躍に対しての考え方が変わり、これからの消防人生にプラスになりました。」等の感想が多く寄せられました。

本コースに参加することで、知識技術の修得を行うとともに、多くの同じ悩みをもった仲間と今後のキャリアプラン、ライフプランについて深く考える機会を得て、本コース修了後の活躍意識が高まったものと考えられます。

また実際に、本コースに参加された学生の皆さんは、修了後、様々な場面で活躍されています。

今後は、これを契機としてさらに学びを深め、全国の仲間との新たなネットワークを構築しつつ、地元消防本部で着実に実績を重ねて幹部職員となり、女性の活躍が当たり前という状況が多く消防本部で実現することを期待しています。

消防大学校では、各学科、コースともに定員の5%を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進しています。さらなる活躍を目指し、女性消防吏員の皆様の消防大学校への積極的な入校をお待ちしています。

教育訓練の実施状況 (平成30年8月～12月実施分)

平成30年8月から12月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース名	教育訓練期間	卒業(修了)生
幹部科第54期	8月20日～10月5日(47日間)	59名
幹部科第55期	10月16日～11月30日(46日間)	84名
消防団長科第73期	8月27日～8月31日(5日間)	31名
消防団長科第74期	12月3日～12月7日(5日間)	35名
警防科第104期	10月18日～12月6日(50日間)	60名
救助科第78期	8月22日～10月12日(52日間)	59名
救急科第80期	9月4日～10月5日(32日間)	48名
予防科第104期	8月22日～10月12日(52日間)	47名
火災調査科第36期	10月18日～12月6日(50日間)	48名
消防団活性化推進コース第4回	12月10日～12月14日(5日間)	34名
女性活躍推進コース第3回	12月13日～12月21日(9日間)	60名
合 計		565名

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (平成31年2月24日～平成31年3月23日)

<総務課>

31.2.27	子どもを対象とした消防業務に関する普及啓発教材の作成	消防庁では、将来を担う子ども達に消防の役割を改めて認識してもらうため、漫画「ど根性ガエル」とタイアップし、子どもを対象とした消防業務に関する普及啓発教材（漫画、広報用チラシ及びキャラクターマーク）を作成しました。
---------	----------------------------	--

<予防課>

31.3.22	「超大規模防火対象物等における自衛消防活動のあり方に関する検討部会報告書」及び「大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン（一部改訂）」の公表	多様な在館者が多数利用する超大規模な商業施設やターミナル施設等における火災時や地震発生時の自衛消防活動の運用実態を把握し、課題を整理するとともに、当該活動の実効性を向上させる方策について検討するため、「超大規模防火対象物等における自衛消防活動のあり方に関する検討部会」を開催しました。 このたび、検討結果を踏まえ、報告書及びガイドライン（改訂版）を取りまとめましたので、公表します。
31.2.26	平成31年春季全国火災予防運動の実施	平成31年3月1日（金）から3月7日（木）まで『平成31年春季全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。

<特殊災害室>

31.3.20	「平成30年度石油コンビナート等防災体制検討会報告書」の公表	消防庁では、石油コンビナート等における総合的な防災体制の充実強化を目的とした「平成30年度石油コンビナート等防災体制検討会」を開催し、関係都道府県に置かれる石油コンビナート等防災本部の防災計画や防災訓練について検討を行いました。 この度、本検討会の報告書を取りまとめましたので公表します。
---------	--------------------------------	---

<地域防災室>

31.3.15	平成30年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）	少年消防クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、総務大臣賞及び消防庁長官賞の表彰を行います。表彰の内訳は次のとおりです。 特に優良な少年消防クラブ（総務大臣賞） 24団体 優良な少年消防クラブ指導者（総務大臣賞） 12名 優良な少年消防クラブ（消防庁長官賞） 42団体
31.3.13	消防団PRムービーコンテストの実施及び応募作品に対する投票の受付開始	地域住民の方々に、消防団をより身近なものとして知っていただくため、消防団PRムービーコンテスト特設サイトにて、投票の受付を開始します。
31.2.28	第23回防災まちづくり大賞受賞団体の決定	「防災まちづくり大賞」は、阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設し、今回で23回目を迎えました。地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等や、防災・減災に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。 この度、防災まちづくり大賞選定委員会（委員長：室崎益輝（兵庫県立大学大学院滅災復興政策研究科 科長））において、「第23回防災まちづくり大賞」の受賞団体18団体を決定しました。その内訳は次のとおりです。 総務大臣賞 3団体 消防庁長官賞 5団体 日本防火・防災協会会長賞 10団体 計 18団体

<広域応援室>

31.3.11	「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」の開催	相次ぐ消防防災ヘリコプターの墜落事故を踏まえ、運航団体が消防防災ヘリコプターの安全性の向上に着実に取り組むため、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」を開催することとしたので、お知らせします。
31.3.8	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の改定	消防の広域応援部隊である緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に創設され、これまでに東日本大震災や平成30年7月豪雨など計38回出動し、消火、救助、救急など人命救助活動を行ってきました。 緊急消防援助隊については、消防組織法に基づき、総務大臣が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（基本計画）（平成16年2月6日策定）において、隊の規模や編成、車両の整備計画などを定めており、概ね5年ごとに改定してきました。 この度、平成35年度までの登録隊数の増強等を主な内容として基本計画を改定し、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図ることとしました。 具体的には、南海トラフ地震、大規模水害、NBCテロ災害などに的確に対応するため、登録目標隊数を、6,000隊から6,600隊に増強し、このための車両等の整備を拡充します。 あわせて、今回の隊の増強と車両の整備により、大規模水害に特化した土砂・風水害機動支援部隊、NBCテロ災害に対応するNBC災害即応部隊を創設し、それぞれ全国で50部隊程度配備することとしています。 また、基本計画の改定に合わせて、緊急消防援助隊のロゴマークを作成しました。



報道発表・通知

<応急対策室>

31.3.8	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の被害状況(平成31年3月1日現在)	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の被害状況につきまして、平成31年3月1日現在の状況を第159報にとりまとめましたのでお知らせします。とりまとめ報全文については、消防庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou_new.html)に掲載しています。
--------	--	---

<消防研究センター>

31.3.13	エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットシステムの研究開発実戦配備型の実演公開	消防庁では、石油コンビナート等において特殊な災害が発生し、消防隊員が現場に近づけない状況において災害の拡大抑制を行う消防ロボットシステムの研究開発を、平成26年度から5年計画で進めています。本研究開発の成果として、実戦配備型の消防ロボットシステムが完成しましたので、これらの特徴や性能を紹介するための実演公開を実施します。
31.2.28	2019年度 消防防災科学技術賞の作品募集	消防庁では、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、「2019年度 消防防災科学技術賞」の作品募集をいたします。

最近の通知 (平成31年2月24日～平成31年3月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	平成31年3月22日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	平成30年1月～9月の製品火災に関する調査結果について
消防予第96号	平成31年3月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドラインの改訂について
消防特第45号	平成31年3月20日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等防災本部における防災体制の充実強化について(通知)
事務連絡	平成31年3月19日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁消防・救急課	女性消防吏員の職場環境等に関する調査の結果について
事務連絡	平成31年3月8日	各都道府県消防主管部局 東京消防庁・各指定都市消防局	消防庁危険物保安室	「危険物安全週間推進標語」の決定について
消防広第38号	平成31年3月8日	都道府県消防防災主管部長	消防庁広域応援室長	緊急消防援助隊ロゴマークの作成について
消防広第37号	平成31年3月8日	各都道府県知事 各市町村長	消防庁長官	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更に伴う緊急消防援助隊の登録に関する協力の求めについて(通知)
消防広第36号	平成31年3月8日	各都道府県知事	消防庁長官	NBC災害における緊急消防援助隊運用計画の策定について(通知)
消防広第35号	平成31年3月8日	各都道府県知事	消防庁長官	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱の改正について(通知)
消防広第1号	平成31年3月8日	各都道府県知事	総務大臣 石田 真敏	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について(通知)
中消防第1号	平成31年3月1日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 (内閣総理大臣) 安倍晋三	融雪出水期における防災態勢の強化について
消防予第63号	平成31年2月28日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	火災予防条例(例)の一部改正について(通知)
消防予第62号	平成31年2月28日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布について



平成31年度月別広報施策テーマ

4 月		5 月	
①林野火災の防止	特殊災害室	①風水害への備え ②e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ ③市町村長の対応力強化のための研修・訓練	防災課 防災課 防災課
6 月		7 月	
①危険物安全週間 ②全国防災・危機管理トップセミナー ③地震に対する日常の備え ④熱中症の予防	危険物保安室 防災課 防災課 救急企画室	①火遊び・花火による火災の防止 ②石油コンビナート災害の防止 ③台風に対する備え ④全国防災・危機管理トップセミナー ⑤住民自らによる災害への備え	予防課 特殊災害室 防災課 防災課 地域防災室
8 月		9 月	
①電気器具の安全な取扱い ②防災訓練への参加の呼び掛け	予防課 防災課	①9月9日は救急の日 ②住宅防火防災キャンペーン ③火山災害に対する備え ④事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	救急企画室 予防課 防災課 地域防災室
10 月		11 月	
①ガス機器による火災及びガス事故の防止 ②住宅用火災警報器の設置率等の調査結果 ③危険物施設等における事故防止 ④消防の国際協力に対する理解の推進	予防課 予防課 危険物保安室 参事官	①秋季全国火災予防運動 ②津波による被害の防止 ③女性（婦人）防火クラブ活動の理解と参加の呼び掛け ④正しい119番通報要領の呼び掛け《11月9日は「119番の日」》	予防課 防災課 地域防災室 防災情報室
12 月		1 月	
①消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進 ②ストーブ火災の注意喚起 ③セルフスタンドにおける安全な給油について ④雪害に対する備え	消防・救急課 予防課 危険物保安室 防災課	①消火栓の付近での駐車禁止 ②文化財防火デー ③住宅の耐震化と家具の転倒防止 ④1月17日は「防災とボランティアの日」	消防・救急課 予防課 防災課 地域防災室
2 月		3 月	
①春季全国火災予防運動 ②全国山火事予防運動 ③消防団員の入団促進	予防課 特殊災害室 地域防災室	①外出先での地震の対処 ②地域に密着した消防団活動の推進 ③少年消防クラブ活動への理解と参加の呼び掛け	防災課 地域防災室 地域防災室



一般公開のプログラムの紹介

消防研究センター

消防の動き平成31年3月号でお知らせしました「一般公開」につきまして、その詳細なプログラムが決まりましたので、以下のとおり御紹介いたします。皆様お誘い合わせの上、御来場くださいますようお願い申し上げます。

消防研究センター、消防大学校	
項目名	公開方法・時刻
消防研究センター研究紹介コーナー	展示
石油タンクの安全性	展示
災害時の避難行動	展示
火の粉と飛び火の研究	展示
小規模延焼火災の発生とその背景	展示
光の性質を活用した小学校理科教材「お日さま火さい実けん」	展示
災害対応のための消防ロボットシステム	展示
地震や土砂災害時の消防活動能力の向上	展示
火災旋風の研究	展示
流れの速度計測法	展示
軽油の燃焼性状	①10:45～11:00 ②15:00～15:15
可燃性液体火災の消火実験	①11:30～11:45 ②13:00～13:15 ③14:00～14:15
水陸両用バギー（消火機能付き）	展示
次世代救急ツール	展示
原因調査室の業務	展示
太陽電池モジュールの発電抑制技術	展示
身近にある製品の爆発実験	①10:15～10:30 ②13:30～13:45 ③15:30～15:45
消防大学校での教育訓練資器材	展示

- 【日 時】 平成31年4月19日（金）
午前10時から午後4時まで
入場無料
- 【場 所】（受付：消防研究センター本館）
消防研究センター、消防大学校
（東京都調布市深大寺東町4-35-3）
日本消防検定協会
（東京都調布市深大寺東町4-35-16）
※（同一敷地内にあります。）
- 【URL】 消防研究センター
<http://nrifd.fdma.go.jp/>

日本消防検定協会	
項目名	公開方法・時刻
屋内消火栓の操作説明及び操作体験	①11:00～11:15 ②13:15～13:30 ③14:45～15:00 （操作体験：随時）
住宅用防災警報器の展示及び実演	実演（随時）
各種消防用機械器具等の展示	展示
ビデオ放映コーナー&休憩所	（随時）
消火器の操作体験及びエアゾール式簡易消火具の消火体験並びに展示	体験（随時）
住宅用消火器による消火実演	①11:15～11:30 ②14:30～14:45

一般財団法人 消防防災科学センター	
項目名	公開方法・時刻
平成30年度中に起きた災害等	展示
避難所HUG（風水害版）	実演（随時）
放火対策GIS	実演（随時）

問い合わせ先

消防庁 消防研究センター 研究企画室
TEL: 0422-44-8331（代表）



2019年度消防防災科学技術賞の作品募集

消防研究センター

消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を消防庁長官が表彰することにより、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、「2019年度消防防災科学技術賞」の作品募集をいたします。皆様の一層のご応募をお待ちいたしております。

詳細は、消防庁ホームページをご覧ください。

URL：<http://fdma.go.jp>

【募集区分】

- 消防職員・消防団員等の部
 - A. 消防防災機器等の開発・改良
 - B. 消防防災科学論文
 - C. 消防職員における原因調査事例
- 一般の部
 - D. 消防防災機器等の開発・改良
 - E. 消防防災科学論文

【応募受付期間】

2019年4月1日(月)～5月7日(火)
(2019年5月7日消印有効)

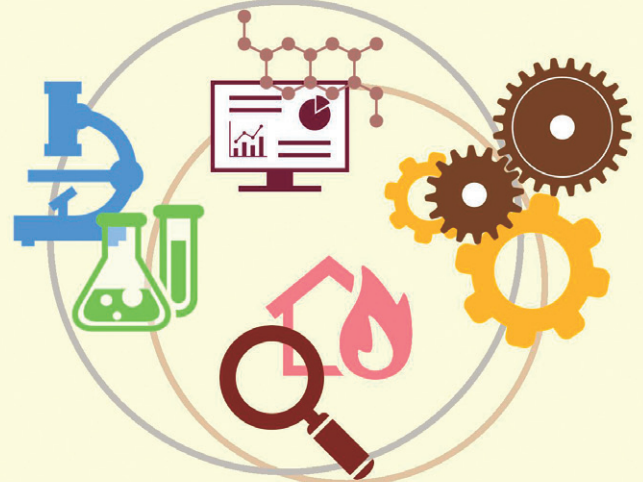
【表彰】

優れた作品には、11月に行われる表彰式において、消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。表彰件数は次のとおりです。


●優秀賞

- ・消防職員・消防団員等の部
 - A. 消防防災機器等の開発・改良 5件以内
 - B. 消防防災科学論文 5件以内
 - C. 消防職員における原因調査事例 10件以内
- ・一般の部
 - D. 消防防災機器等の開発・改良 5件以内
 - E. 消防防災科学論文 5件以内


消防防災科学技術賞 2019



作品募集 4月1日(月)～5月7日(火)



防火水素の点検清掃用吸着と点検清掃システム
平成30年度 表彰作品



スマートフォンを用いた消防活動用地理情報システム

■募集区分

▼消防職員・消防団員等の部 ▼一般の部

A. 消防防災機器等の開発・改良 D. 消防防災機器等の開発・改良
B. 消防防災科学論文 E. 消防防災科学論文
C. 原因調査事例

■表彰

優れた作品には、2019年11月に行われる表彰式において、消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。

●応募作品はホームページにて紹介します。●表彰作品の公表は9月頃の予定です。●詳細は消防研究センターホームページをご覧ください。

■問合せ先
消防庁 消防研究センター 研究企画室
TEL: 0422-44-8331 FAX: 0422-42-7719 E-mail: hyosho2019@fri.go.jp
消防研究センターホームページ: <http://nrifd.fdma.go.jp/>

●奨励賞

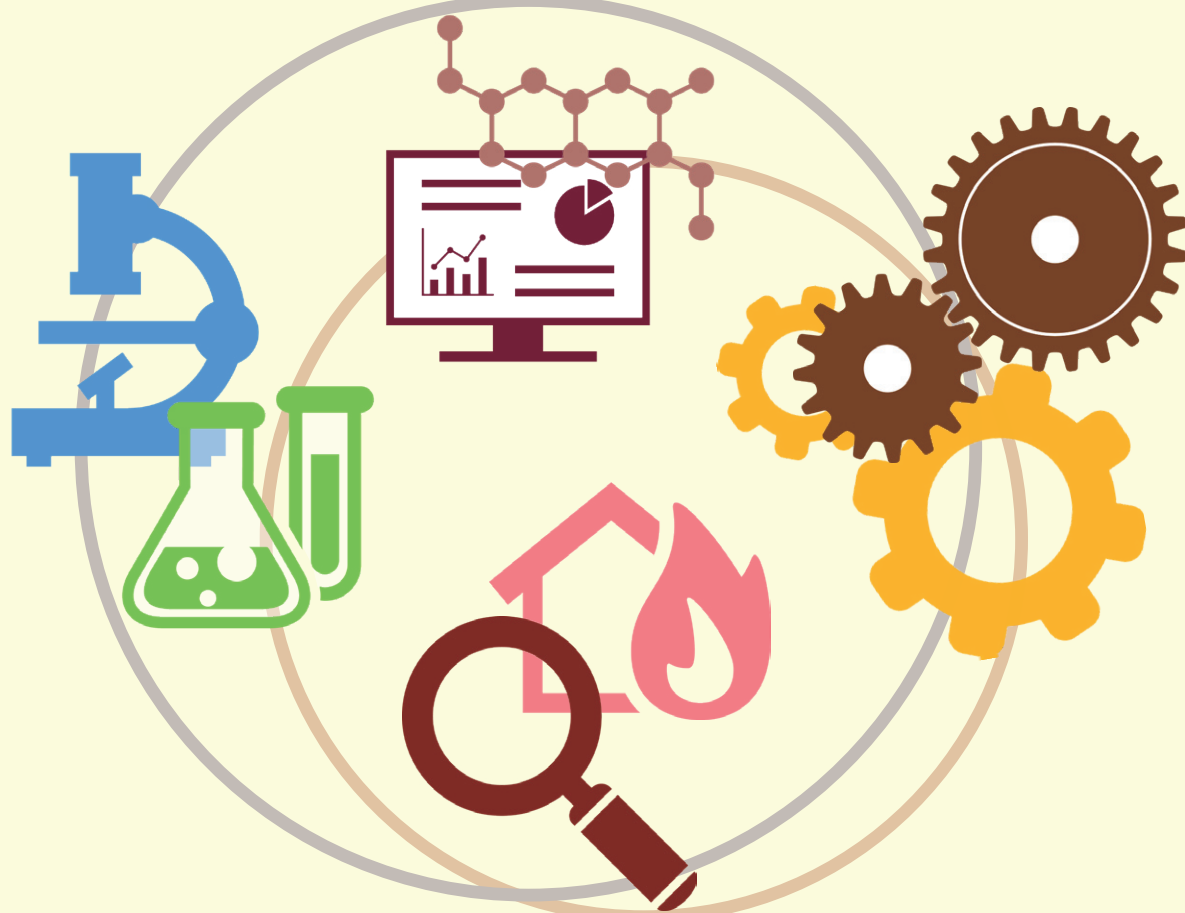
消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文
及び原因調査事例報告 3件以内

- ・6月頃に、すべての応募作品の「概要」が消防庁ホームページで公開されます。
- ・表彰者の公表は、9月頃に決定・発表される予定です。

問い合わせ先

消防庁 消防研究センター 研究企画室
TEL: 0422-44-8331 (代表)
E-mail: hyosho2019@fri.go.jp

消防防災科学技術賞 2019



作品募集 4月1日(月)~5月7日(火)



防火水そうの点検清掃用
吸管と点検清掃システム

平成30年度



スマートフォンを用いた消
防活動用地理情報システム

表彰作品



ハイブリッド・
ホース巻取り機の開発



廃油再生燃料の製造所で
発生した火災の調査報告

■募集区分

▼消防職員・消防団員等の部

- A. 消防防災機器等の開発・改良
- B. 消防防災科学論文
- C. 原因調査事例

▼一般の部

- D. 消防防災機器等の開発・改良
- E. 消防防災科学論文

■表彰

優れた作品には、2019年11月に行われる表彰式において、消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。

●応募作品はホームページにて紹介します。●表彰作品の公表は9月頃の予定です。●詳細は消防研究センターホームページをご覧ください。



■問合せ先

消防庁 消防研究センター 研究企画室

TEL:0422-44-8331 FAX:0422-42-7719 E-mail:hyosho2019@fri.go.jp

消防研究センターホームページ: <http://nrifd.fdma.go.jp/>